

「18トリソミーの子どもたち写真展」を開催します

18トリソミー症候群は、先天性疾患の一つです。人は通常、全てが2本ずつで構成される23対の染色体を持っていますが、何らかの



原因で、そのうちの18番目が1本多い3本になることがあります。これが18トリソミーです。出生児の1年生存率は10割といわれてきましたが、近年は積極的な治療により30割近くまで伸び、医療的ケアを受けながら家族と家で生活し、成長する子どもが増えてきました。この18トリソミー症候群の周知とともに、当事者家族同士の交流を図るため、Team18(18トリソミーの子どもがいる家族で構成する団体)が主催する「18トリソミーの子どもたち写真展」

を開催します。
 とき 7月30日(日)～8月2日(水)午前10時～午後4時(最終日は午後3時まで)
 ところ 子育て支援総合センター
 詳しくは、**本**地域包括ケア課(☎22359)へ。
市立図書館での関連展示
 写真展に関連して、市立図書館で、障害に関連のある書籍や写真を展示します
 とき 7月11日(火)～26日(水)午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)
 ※休館日を除く

子ども医療費無料化を高校生世代まで拡大します

現在、中学生までを対象としている子ども医療費無料化を、10月から高校生世代まで拡大します。



高校生世代とは、16歳になる年度の4月1日から、満18歳の誕生日以後の最初の3月31日までです。ただし、4月1日生まれの人、18歳の誕生日の前日までとなります。
 医療費無料化の拡大後は、入院費と通院費の自己負担

額(一部負担金を市が負担します。そのため、医療機関での窓口の支払いがなくなります。
 対象となる人には、7月中に手続きに関する通知を発送します。
 詳しくは、**本**保険年金課(☎22461)へ。

市オリジナルの婚姻届と出生届を配布しています

市は、結婚される2人への祝福の気持ちを伝え、また、誕生されたお子さんの健やかな成長を祈って、市オリジナルの婚姻届と出生



オリジナルの婚姻届

届を配布しています。婚姻・出生の記念に、ぜひ、利用してください。
配布対象者 婚姻届・出生届を提出する予定の人
配布場所 本庁舎市民課および各行政センター、市保健センター(出生届のみ)
配布開始日 7月1日
 ※婚姻届は1組につき2部、出生届はお子さん1人につき1部を配布します
 ※住所地や本籍地に関係なく使用できます
 詳しくは、**本**市民課(☎22459)へ。

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間・再犯防止啓発月間です

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

市は、波川地区推進委員会による広報車での啓発、ポスター掲示、リーフレットの配布などを行い、「社会を明るくする運動」を推進します。
 詳しくは、**本**地域包括ケア課(☎22250)へ。

高額診療を受ける人は限度額適用認定証の申請を

市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が、高額な診療を受けて1カ月の窓口負担額が自己負担限度額を超えたときに、治療費の一部が高額療養費として支給される制度があります。

該当する場合は、窓口で手続きをしてください。詳しくは、**保険年金課(☎2461)**へ。



限度額適用などについて

「限度額適用認定証」を保険医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までに抑えられます。これは、健康保険に加入する全ての人を利用できる制度です。また、「限度額適用・標準

負担額減額認定証」を保険医療機関に提示すると、同一保険医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えられるほか、入院したときの食事代も減額されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けられる条件は次のとおりです。

▽国民健康保険加入者の場合
Ⅱ世帯主とその世帯の国保加入者の全員が住民税非課税のとき

▽後期高齢者医療制度加入者の場合
Ⅱ世帯員全員が住民税非課税のとき

自己負担限度額は、年齢や所得の区分により異なります。詳しくは、保険年金課へ問い合わせてください。

限度額適用認定証の申請方法

「限度額適用認定証」の交付を希望する人は、次の持ち物をそろえて窓口で申請してください。

①保険証 ②入院期間が分かる領収書など(住民税非課税の人で、認定証

が発行されてからの入院が過去1年間に91日以上の場合)
※国民健康保険加入者は、国保税に未納があると認定証を交付できない場合があります。また、前年所得の申告が必要で、申請窓口(保険年金課または各行政センター)に提出してください。

その他 住民税課税世帯の70歳以上の人は、限度額適用認定証の申請が不要の場合があります。申請前に保険年金課に問い合わせてください。

認定証を既に持っている人の更新について

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(月)です。

国民健康保険に加入している人で、8月以降も引き続き使用する場合は、申請をしてください。

※後期高齢者医療制度加入者で、8月以降も交付対象になる人には、新しい認定証を郵送しますので、申請は不要です。

「広報しぶかわ」市民アンケートにご協力ください



「広報しぶかわ」は、市民の皆さんに立ち、親しまれる広報紙を目指しています。皆さんの意見を反映させ、より親しまれる広報紙づくりを目指します。

前回実施したアンケートの結果はこちら

アンケートの回答はこちら

「市民アンケート」を実施します。皆さんのご協力をお願いします。

回答期限 7月31日(月)

回答方法 市ホームページに掲載しているアンケートフォームから、意見を入力

して送信してください。ホームページID 10607 ※左の2次元コードからアンケートフォームにアクセスできます

詳しくは、**政策戦略課(☎2182)**へ。

プロドリフトドライバーの下田 紗弥加さんを しぶかわ応援大使に委嘱しました

市のブランド力の向上およびイメージアップを図ることを目的として設置する「日本のまんなか しぶかわ応援大使」に、プロドリフトドライバーの下田紗弥加さんを、6月1日付けで新たに委嘱しました。

下田さんには、市などの依頼に基づくイベント参加や、大使の特性を生かした取り組みを通じて市のプロモーションに協力してもらいます。

詳しくは、**政策戦略課(☎2182)**へ。

下田 紗弥加さん

プロドリフトドライバー。世界最高峰のドリフトシリーズD1GPライセンスを持ち、ドリフト界のアイドルとして活躍中。



〈本人コメント〉

ドリフト競技を始めるきっかけとなった漫画「頭文字D」の聖地・群馬県渋川市で、自身の活動を通じて、情報発信やインバウンド等による地域振興などで貢献できればと思います。

死亡届出後の手続きに役立つ おくやみハンドブックを配布します

死亡届出後に必要な、市役所での手続きや市役所以外での一般的な手続きなどを紹介する「おくやみハンドブック」を、死亡届を提出された遺族や代行の葬祭業者に配布します。

配布場所 市役所本庁舎、各行政センターまたは市ホームページ(ID110326)

からダウンロードできます。対象 渋川市に住民登録がある人の死亡を、渋川市に届け出た人

※その他、希望する人にも渡すことができますが、数に限りがあります

配布開始日 7月1日

詳しくは、**市民課(☎2459)**へ。

国保税と後期高齢者医療保険料の 納税通知書を7月中に郵送します

〈年金天引きから口座振替への変更手続き〉

国保税・後期保険料の特別徴収(年金天引き)は、国保税は世帯主の年金から、後期保険料は被保険者の年金から天引きします。特別徴収から口座振替への変更を希望する人は、保険年金課へ問い合わせてください。

〈国保税の軽減制度〉

離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産・解雇などで離職し、その後雇用保険を

受給する場合、申告により国保税が軽減されます。

〈国保税・後期保険料の減免制度〉

新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の事業収入などが前年比30%以上減少している場合、保険料(料)減免の対象になることがあります。

詳しくは、**保険年金課(☎2429)**へ。

詳しくは、**市民課(☎2459)**へ。

しぶかわいかほフォトコンテストの 応募作品を募集しています

対象作品 4月1日から7月31日(月)までに市内で撮影された写真

応募方法 ①Instagramからの応募 ②渋川伊香保温泉観光協会の公式アカウント@shibukawakanjouをフォローし、ハッシュタグ「#いかほフォト」をつけ、撮影場所を入力して画像を投稿する

③郵送・メールなどによる応募 ④作品データ(JPEG形式)

式5MBまで)をメール(oubo@city.shibukawagun.nag)・郵送(〒377-8501・石原80)または直接政策戦略課へ

賞 伊香保温泉旅行券3万円相当など

応募期限 7月31日(月)

詳しくは、渋川伊香保温泉観光協会(☎3151)または**政策戦略課(☎2182)**へ。

「渋川市くらしの便利帳(2023)」 を発行しました

くらしの便利帳は、日常生活に役立つ行政情報や地域情報をまとめた、市民向けのガイドブックです。



今回、株式会社ネットクスの官民協働事業により、内容を改訂して新たに発行しました。6月の1カ月間で市内全戸へ配布(ポスト投函)しましたので、ぜひ、利用してください。

なお、便利帳が自宅に届いていない場合は、政策戦略課へ連絡してください。詳しくは、**政策戦略課(☎2182)**へ。

空き家・空き地の適正な管理をお願いします

老朽化した危険な空き家や、管理されていない空き地等が全国的に社会問題となっており、市内でも1400件弱の空き家などが認知されています。地域の良好な生活環境を維持するため、空き家や空き地は、適切に管理しましょう。

詳しくは、**本市民協働推進課(☎22401)**へ。

台風などに備えた管理を

夏は、夕立ちや台風により激しい風雨に見舞われる季節です。不適切な管理により破損した、空き家の樋

や部材などが飛散する恐れがありますので、定期的に点検するようにしましょう。また、空き家の敷地や空き地の草木が生い茂り、隣地や道路にはみ出すことがないように、手入れをしてください。

空き家管理チェックシート

- 通気・換気 月に1回程度戸や窓を開け、空気の入れ替えをしている
- 通水(給水・排水) 月に1回程度全ての蛇口、トイレの水を流している
- 電気・ガス ブレーカーや

ガスの元栓を確認、または電気・ガスを止めている

- 内観 定期的に雨漏りしていないか確認している
- 外観 定期的に外壁塗装の損傷や木部・鉄部の腐食などがないか確認している
- 郵便物 ポスト内の整理や指定先への転送手続きをしている
- 庭木・雑草 定期的に剪定・除草している
- 荒天災害後の巡回 地震や台風などの後に、被害状況の確認を行っている
- 地域との連絡 地域の人から所有者に連絡がとれる状況を整えている

令和5年度 6月補正予算の概要を お知らせします

6月市議会定例会において議決された補正予算のうち、主な事業についてお知らせします。

詳しくは、**本財政課(☎22414)**へ。

- 物価高騰の影響を大きく受ける市民税非課税世帯に3万円を給付(2億6,351万8千円)
- 電子地域通貨「渋Pay」によるポイント還元キャンペーンを実施(9億2,289万8千円)
- 子ども医療費無料化の対象年齢を18歳まで拡大(2,542万円)

6月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名	補正前 予算額	6月補正 予算額	補正後 予算額
一般会計	34,896,929	1,249,591	36,146,520

7月11日(火)〜20日(木) 夏の県民交通安全運動期間です

夏の県民交通安全運動期間です

■ 年間スローガン
「急いでる 焦る気持ちがある事故を呼ぶ」

■ サブスローガン
「ありがとう 次は私が譲ります。」

運動の重点項目①

『子どもと高齢者の交通事故防止』
▽歩行者⇨道路を横断するときは、手を上げるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全を確認してから横断しましょう



▽高齢者⇨安全運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納を検討しましょう
▽家庭・地域⇨子どもや高齢

者が出かけるときは、自動車などに注意するよう「声かけ」を行いましょ

運動の重点項目②

『自転車の交通安全意識の向上と交通事故防止』
▽自転車利用者⇨自転車「車両」であることを再認識し、自転車の交通ルールを順守して安全に運転しましょう。また、道路交通法や群馬県交通安全条例に基づき、ヘルメットの着用に努めましょう



▽家庭・学校など⇨自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深めましょう
ホームページID 8427

詳しくは、**本危機管理室(☎22130)**へ。